

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	A G C株式会社			コード	5201
提出日	2020/2/27	異動（予定）日	2020/3/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。 なお、独立役員である社外取締役 江川 雅子氏は本総会終結の時をもって退任する予定である。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	長谷川 閑史	社外取締役	○													○		有
2	柳 弘之	社外取締役	○													○		有
3	本田 桂子	社外取締役	○													○	新任	有
4	作宮 明夫	社外監査役	○													○		有
5	森本 芳之	社外監査役	○													○		有
6	竹岡 八重子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定している。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認している。
2		当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定している。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認している。
3		当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定している。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認している。
4		当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、監査役会、及び、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定している。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認している。
5		当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、監査役会、及び、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定している。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認している。
6		当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準（4. 補足説明参照）を満たし、独立性が確保されていることを、監査役会、及び、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定している。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認している。

4. 補足説明

<社外役員の独立性に関する基準>

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、まとめて「AGCグループ」という。）の重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、AGCグループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。
また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。
- (2) 過去3年間に於いて、AGCグループから役員報酬（※）以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。
（※）社外取締役に關しては取締役報酬、社外監査役に關しては監査役報酬を指す。
- (3) 過去3年間に於いて、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループからAGCグループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (4) 過去3年間に於いて、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループとは、AGCグループから当該連結企業グループへの販売額が、AGCグループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (5) 過去3年間に於いて、AGCグループを担当する監査法人の社員でないこと。
- (6) 当社の大株主（議決権の10%以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。
- (7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

（※）株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準は、上記のとおりです。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。